

## 令和3年度集団指導 要点資料

### 【訪問介護】

令和3年度の集団指導は、書面開催とします。

この要点資料は、今年度の法改正により変更が生じた事項を中心にした内容となっています。

これまでの実地指導では、法改正時に、運営基準に沿っていなかったり、加算の要件を満たさずに返還となったりする事例が発生しています。必ずご確認いただき、法令順守のうえ、適正なサービス提供に努めてください。

なお、サービス種別ごとの「自己点検票」を区ホームページに掲載していますので、こちらも指導の一環として、必ず点検を行ってください。

<ここで使用する関係法令の正式名称>

- ・法 介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）
- ・則 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- ・都条例 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日東京都条例第111号）
- ・都規則 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日東京都条例第141号）
- ・都要領 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日 24福保高介第1882号）
- ・厚告19号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- ・厚告94号 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  
（平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号）
- ・厚告95号 厚生労働大臣が定める基準  
（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）
- ・老企36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

## 1 運営に関する基準

### (1) 運営規程

虐待防止のため必要な措置を講ずることが義務付けられました。それに伴い運営規程についても虐待の防止のための項目が追加されました。

根拠法令

【都条例第9条第1項、都要領第三の一の3の(4)】

《概略》

(出典元：厚労省HP「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より)

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
    - ・入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
    - ・運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
    - ・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
      - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
      - 虐待の防止のための指針を整備すること
      - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
      - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- (※3年の経過措置期間を設ける。)

### (2) 勤務体制の確保

ハラスメント対策の強化のため必要な措置を講ずることが義務付けられました。

根拠法令

【都条例】

第11条

第4項 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【都要領】

第三の一の3の(6)

④ 同条第四項は、(略) 事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、

セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が（略）特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、（略）令和四年四月一日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にしてください。

（略）①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。（略）

### (3) 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた取り組みが義務付けられました。

#### 根拠法令

##### 【都条例】

##### 第11条の2

第1項 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

##### 【都要領】

##### 第三の一の3の(7)

① 居宅条例第十一条の二は、指定訪問介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。（略）

業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日まで努力義務とされています。

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。（略）

##### イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

##### ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年一回以上）な教育を開催するとともに、

新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。(略)

- ④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年一回以上)に実施するものとする。(略)

#### (4) 衛生管理等

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みが義務付けられました。

#### 根拠法令

##### 【都条例】

##### 第32条

第3項 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

##### 【都規則】

##### 第4条の2

第1項 条例第三十二条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第2項 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

##### 【都要領】

##### 第三の一の3の(23)

② 同条第三項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。(略)

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね六月に一回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に

感染防止や多職種連携促進の観点から、ICT(テレビ電話等リアルタイムで画像を介したコミュニケーション可能な機器)等を活用することが認められました。

感染症予防及びまん延防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日まで努力義務とされています。

応じ随時開催する必要がある。

(略)

感染症対策委員会をテレビ電話等の活用にて開催の場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。(略)

「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年一回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。(略) また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年一回以上）に行うことが必要である。(略)

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用し、事業所の実態に応じて行ってください。

## (5) 掲示

運営規程等の掲示について事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形のファイル等で備えおくことが可能になりました。

### 根拠法令

#### 【都条例】

#### 第33条

第1項 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第2項 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

#### 【都要領】

#### 第三の一の3の(24)

① 居宅条例第三十三条第一項は、指定訪問介護事業者は、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

(略)

② 同条第二項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備え付けることで同条第一項の掲示に代えることができることを規定したものである。

## (6) 地域との連携等

事業所と同一の建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うように努めることが必要になりました。

### 根拠法令

#### 【都条例】

#### 第 38 条

第 2 項 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

#### 【都要領】

#### 第三の一の 3 の(29)

「提供拒否の禁止」

② 同条第二項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、第十三条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。

## (7) 虐待の防止

虐待の発生・再発防止のため、必要な措置を講ずることが義務付けられました。

### 根拠法令

#### 【都条例】

#### 第39条の2

第1項 指定訪問介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

指定居宅サービスの事業の一般原則として

#### 【都条例】第3条第3項

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

と見直しがされました。

#### 【都規則】

#### 第4条の3

第1項 条例第三十九条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2項 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

#### 【都要領】虐待の防止

#### 第三の一の3の(31)

感染防止や多職種連携促進の観点から、ICT（テレビ電話等リアルタイムで画像を介したコミュニケーション可能な機器）等を活用することが認められました。

(31) 居宅条例第三十九条の二は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。(略)

- ・ 虐待の未然防止 (略)
- ・ 虐待等の早期発見 (略)
- ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 (略)

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。(略)

#### ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、虐待

虐待の防止に係る措置の義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日まで努力義務とされています。

防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。(略)

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

虐待防止検討委員会をテレビ電話装置等の活用にて開催の場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## ② 虐待の防止のための指針(第二号)

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第三号)

(略) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年一回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。(略)

## ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(第四号)

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。(略)

## 2. 雑則

### (1) 電磁的記録等

- ・利用者への説明・同意等について見直しされ、代替手段として電磁的な対応が認められました。
- ・文書負担軽減のため、諸記録の保存・交付について電磁的な対応が認められました。

#### 根拠法令

##### 【都条例】

##### 第 276 条

第 1 項 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（略）で行うことが規定されている又は想定されるもの（略）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（略）により行うことができる。

第 2 項 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（略）によることができる。

##### 【都要領】

##### 第五

1 居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 居宅基準第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和二年六月十九日内閣府・法務

省・経済産業省)」を参考にすること。

- (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

電磁的記録及び方法により保存や交付等を行う場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

### 3. 算定に関する基準

#### (1) 訪問介護の区分及び所要時間

看取り期の2時間ルールが弾力化され所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定をすることができるようになりました。

#### 根拠法令

##### 【厚告 19 号】

##### 別表 1 の注 1

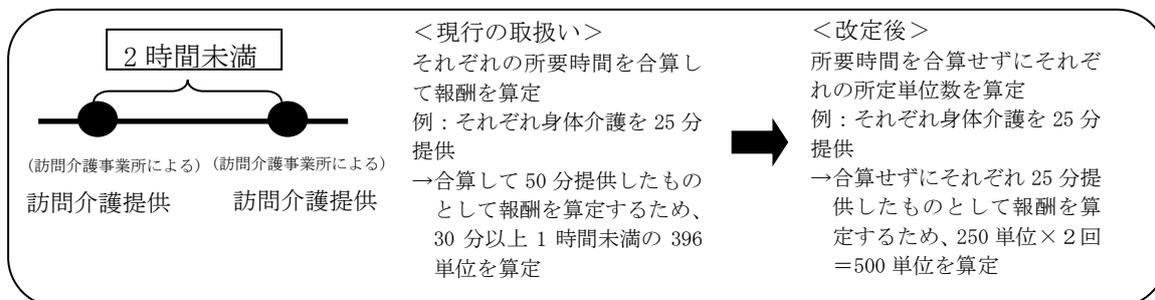
指定訪問介護事業所(略)の訪問介護員等(略)に対して、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(略)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

##### 【老企 36 号】

##### 第二の 2 の(4)

- ④ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。）

《概要》 出典元：厚労省HP「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より



※1 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合を除く。

※2 頻回の訪問として、提供する20分未満の身体介護中心型の単位を算定する際の例外あり。

## (2) 通院等乗降介助の算定

通院等乗降介助について、利用者の負担軽減や利便性向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても算定可能になりました。

### 根拠法令

#### 【厚告 19 号】

別表 1 の注 4

ハ 通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合 99 単位

ハについては、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という。）を行った場合に 1 回につき所定単位数を算定する。

#### 【老企 36 号】

第二の 2 の(7)

- ④ 利用目的について、「通院等のため」とは「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。
- ⑧ 目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地(病院等)間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地(病院等)への移送に係る乗降介助に関しても、同一の指定訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算(以下の具体的な取扱いにおいて「送迎減算」という。)が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して行う場合の加算を算定できない。

[具体的な取扱い] 居宅が始点又は終点であること及び同一の訪問介護事業所の通院等乗降介助を利用することを条件に算定する。具体例は以下のとおり。

- a 利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 通所介護事業所と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の 2 回について、通院等乗降介助を算定できる。

・居宅  
↓  
・通所介護事業所 ※帰りの送迎を行わないため送迎減算を適用  
↓通院等乗降介助(1 回目)  
・病院  
↓通院等乗降介助(2 回目)  
・居宅

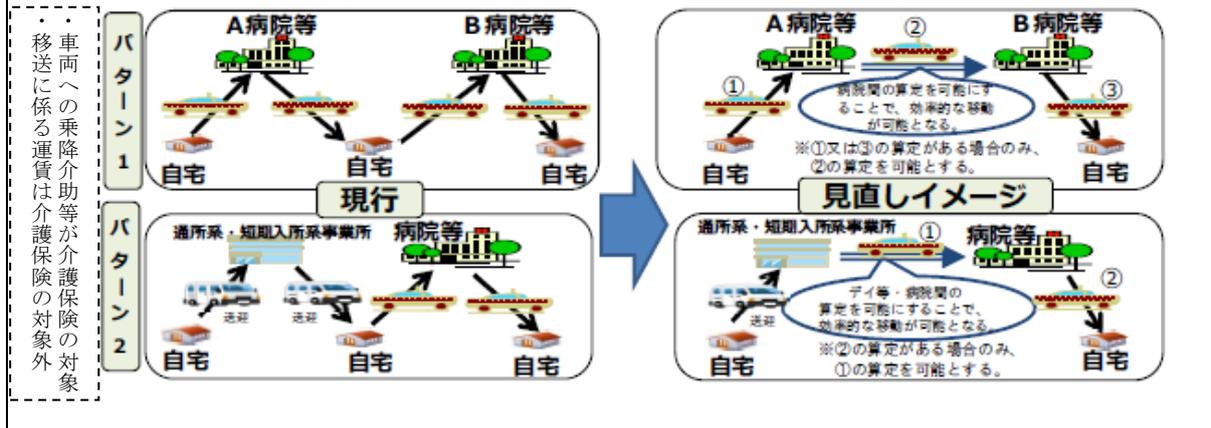
- b 利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合 居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所の間の移送の 2 回について、通院等乗降介助を算定できる。

・居宅  
↓通院等乗降介助(1 回目)  
・病院  
↓通院等乗降介助(2 回目)  
・通所介護事業所 ※行きの送迎を行わないため送迎減算を適用  
↓  
・居宅

c 利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数(2か所)の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の3回について、通院等乗降介助を算定できる。

- ・居宅  
↓通院等乗降介助(1回目)
- ・病院  
↓通院等乗降介助(2回目)
- ・病院  
↓通院等乗降介助(3回目)
- ・居宅

《概略》 (出典元：厚労省HP「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より)



### (3) 認知症専門ケア加算

認知症対応力の向上のため、認知症専門ケア加算が新たに設けられました。

根拠法令

【厚告19号別表1のへ、厚告94号三の二、厚告95号三の二、老企36号第二の2(21)】

《概要》

(出典元：厚労省HP「令和3年度介護報酬改定の主な事項について」より)

単位数	
〈現行〉 なし	〈改定後〉 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日 (新設) ※ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日 (新設) ※
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(Ⅱ)については、 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位/月、認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位/月	

算定要件等	
<p>&lt;認知症専門ケア加算（Ⅰ）&gt;（※既往要件と同）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上</li> <li>・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施</li> <li>・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催</li> </ul> <p>&lt;認知症専門ケア加算（Ⅱ）&gt;（※既往要件と同）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施</li> <li>・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定</li> </ul>	<p>割合については毎月確認し記録するようにしましょう。</p> <p>テレビ電話装置等を活用の場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。</p> <p>「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修をさしています。</p>

#### (4) 訪問介護員等による送迎で通所サービス及び短期入所サービスを利用する場合の算定

利用者の負担軽減や利便性向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合、訪問介護員による送迎で通所サービス及び短期入所サービスを利用する場合も一定条件の下に算定ができるようになりました。

#### 根拠法令

【介護保険最新情報 Vol.952】（令和3年3月26日事務連絡）

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」の送付について

問 30 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのような算定すればよいか。

(答)

- ・送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。
- ・ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定できることとする。
- ・なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業員が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。

問 69 訪問介護員等による送迎で短期入所サービスを利用する場合、介護報酬はどのような算定すればよいか。

(答)

- ・送迎については、短期入所サービスの利用者に対して送迎を行う場合の加算において評価しており、利用者の心身の状況により短期入所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。

- ・ ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して短期入所サービスの事業所へ行く場合や短期入所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定できることとする。
- ・ なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している短期入所サービスの事業所の従業員が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定することはできないことに留意すること。